

商法

問 1

次のアからオまでの各記述について、正しいときは○を、誤っているときは×を選び、所定の解答欄に記入しなさい。(各1点)

ア 判例法上、「法人格否認の法理」と呼ばれる法理により法人格の濫用または形骸化が認められる場合、その事案および関連する訴訟一般について法人格が否認される。

イ 会社の権利能力は定款に定めた目的によって制限を受けるところ、実務は定款の目的条項を広く記載することからも、ある行為が会社の能力外であるとされる可能性は低い。

ウ 会社法上の会社には、株式会社と持分会社との2つの類型があり、後者には、有限会社、合名会社、合資会社の3つの種類がある。

エ 自己の商号を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した会社は、当該会社が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

オ 会社法にいう「使用人」とは、会社の機関として、機関ではない会社の従業員を監督する者である。

問 2

次のアからオまでの各記述について、正しいときは○を、誤っているときは×を選び、所定の解答欄に記入しなさい。(各1点)

ア 会社法の規定により登記すべき事項について、過失で不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

イ 株式を1株未満に細分化することは許されない。株式会社は、一定の数の株式を1単元の株式とすることを定めることができ、この場合、株主は1単元について1個の議決権を有し、単元未満株式については議決権を行使できない。

ウ 株式会社が株式の分割又は併合により株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、端数の合計数に相当する株の株式を競売し、代金を端数に応じて株主に交付しなければならない。現行法ではいわゆる端株は認められない。

エ 株式の併合が法令または定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。

オ 株式併合により1株に満たない端数が生じる場合、不利益を被る株主は差止めを請求できるほか、併合に際して端数相当分の代金が交付されるので、さらに株式買取請求権を会社に行使することは認められていない。

民事訴訟法

問 3

民事訴訟における裁判所の構成に関する以下の記述のうち、正しいものを2つ選んで、所定の解答欄に番号を記入しなさい。(1点×2)

- 1 合議体の裁判所を構成する場合、その人数は常に3人である。
- 2 高等裁判所では、裁判官の合議体によって事件の審理を行わなければならない。
- 3 地方裁判所では、裁判官の合議体によって事件の審理を行わなければならない。
- 4 簡易裁判所では、常に単独制裁裁判所が構成される。
- 5 裁判所書記官は、1人に限り合議体に加わることができる。

問 4

裁判官の除斥・忌避に関する学生Aと教員Bの会話中、空欄①～⑤に入る正しい語句を下の語句群から選んで、所定の解答欄にアルファベットを記入しなさい。同じ空欄番号には同じ語句が入る。(各1点)

A「裁判官の除斥について、先生の授業を聴いてもなお分からないところがあります。質問していいでしょうか。」

B「いいですよ。」

A「除斥の原因は民事訴訟法 23 条 1 項各号に列挙されたものであり、それに限るとおっしゃいましたよね。」

B「確かに、そう言いました。」

A「なぜ限定されるのですか。職務執行から排除した方が良い場合は、列挙された以外にもあるように思うのですが。」

B「どんな場合を想定されているのですか。」

A「たとえば、裁判官が一方当事者の学生時代の親友であった場合です。僕が裁判官なら、親友に有利な裁判をしてしまうと思います。」

B「その場合、忌避の理由があるのだと考えるのはいけませんか。」

A「そうすると、他方の当事者に不利になると思います。相手方当事者が裁判官と学生時代に親友だったということは、他人である他方当事者にとって容易には分からない事情です。」

B「忌避申立権は (①) によって失われるのが原則ですが、忌避の理由があることを知らなかったときは、(①) の後にも失われないことはご存知ですよ。」

A「もちろんです。それでも、弁論終結に至るまで、親友であったということに他方当事者が気付かないということはあるように思います。そうすると、他方当事者が忌避申立てをすることがないまま、親友に肩入れした判決が出てしまいます。」

B「内容的におかしい判決が出て、他方当事者は上訴すればいいと思いますが。」

A「それでは他方当事者の (②) が害されかねません。民事訴訟法 23 条 1 項 6 号で『裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき』が除斥の原因として掲げられているのは、(②) を保障するためではないのですか。」

B「除斥に関して当事者が責問権を放棄できないと解されていますから、厳密に (②) を保障するための規定と言えるか疑問がないではないですが、まあいいでしょう。ところで、自分の親友が当事者となっている場合、裁判

官は通常 (③) するという説明では、納得しないですかね。」

A 「ええ。裁判官には (③) の義務はないと先生が説明されました。ならば、僕が裁判官だったら、親友を助けるべく、(③) はしないと思うのです。」

B 「うーん、このような問題のありかに気付く手続的公正に鋭い君が、単に親友だという理由でそこまで肩入れするとは思えないけれども、なるほど言いたいことは分かりました。ところで、君の話の前提として、忌避の理由があるだけでは (④) にならないということでもいいのかな。さもないと、忌避申立てがないまま判決が確定しても、なお判決を取り消しうることになりかねないけれども。」

A 「ええ、先生は授業で、『忌避の理由があるだけでは (⑤) にならない。』と説明されていました。(⑤) にならないなら、(④) になりえないと思います。」

B 「(④) が (⑤) を包含するといえるかは、現行法の下では問題がありますが、ここではそういう理解でいいでしょうね。」

【語句群】

- a. 裁判官の面前における弁論 b. 訴え提起 c. 被告への送達 d. 回避 e. 移送
f. 訴訟手続の停止 g. 上訴の利益 h. 審級の利益 i. 確認の利益 j. 破棄理由
k. 再審事由 l. 防訴抗弁 m. 上告理由 n. 証拠原因 o. 請求の原因

問5

以下は、問4における裁判官の除斥・忌避に関する学生Aと教員Bの会話の続きである。空欄に入る正しい文章を下の文章群から選んで、所定の解答欄にアルファベットを記入しなさい。(3点)

- B「裁判官と一方当事者が親友であることは、裁判官の中立性に大きく影響するのに、除斥の原因に挙げないことはおかしいと君は言うけど、そもそも何をもって親友だと判断するんだい。」
- A「それは同じクラスだったとか、サークルも同じだったとか、様々な事情を考慮すれば判断できるんじゃないでしょうか。」
- B「それはそうかもしれないけど、ある事実があれば決定的に親友だと言えるものはないよね。クラスメートだからって親友とは限らないし、サークルが同じでもやっぱりそうでしょう。」
- A「でも、様々な事情を総合考慮するということは、法的判断でしばしば要求されることではないでしょうか。」
- B「うん、たしかにね。でも、民事訴訟法23条1項各号に列挙されている事由は、そういう複雑な判断を要求する事由だろうか。」
- A「たしかに、1号では当事者の配偶者かどうか問われたり、2号では4親等内の血族か3親等内の姻族かなど問われたりして、客観的に判断が容易なものが挙げられている気がします。」
- B「そう。できるだけ定型かつ具体的な事由であることが考慮されて、除斥の原因が決められているんだ。」
- A「しかし、除斥は申立ての時期が忌避のように限定されていません。ということは、口頭弁論終了時までに判断できれば、それでいいのではないですか。」
- B「そうかな。()。その結果、新たな裁判官の下で訴訟の審理が一からやり直しとなる。そのような事態が生じるのを避けるために、除斥の原因の有無は早い段階で、できれば訴訟手続を開始する前に判断できた方がいいと思うよ。」
- A「除斥の判断を容易にすべき事情は分からないでもないです。でも、だからといって、一方当事者の親友による審理が公正に行われることにはなりません。」
- B「一方当事者が裁判官の親友であるかどうかを一義的に判断できないことは君も認めるんだよね。そうであれば、裁判官の公平さは、世間の人が見る限り、決定的には損なわれないのではないかな。」
- A「そうですね。やはり、年に一度も会わない従兄弟より、学生時代の親友の方が容易に結託すると思います。いずれにせよ、除斥と忌避には効果に

大きな差があり、忌避の原因になるということだけでは、不十分な気がします。」

【文章群】

- a. 除斥の原因がある場合、申立ての前後や有無に関係なく、除斥原因のある裁判官のすべての訴訟行為が無効となる。
- b. 除斥の申立てがあると訴訟手続は停止しなければならず、停止すべき訴訟手続においてなされた訴訟行為は無効となる。
- c. 除斥の裁判が確定すると、上告裁判所もこれに拘束される。
- d. 除斥の裁判に裁判官は関与することができず、裁判官が自ら申立てを理由があると認めたとしても、裁判が不要ということにはならない。
- e. 裁判官の除斥に関する規定は、裁判所書記官についても準用される。